

大阪広域水道企業団監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により執行した監査の結果を、同条第9項の規定により公表する。

平成24年7月30日

大阪広域水道企業団監査委員 坪内 隆
同 上西 克尚

1 監査の概要

(1) 監査の範囲

平成22年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査対象機関

| 所管部 | 監査対象機関 |
|-------|---|
| 経営管理部 | 経営管理部 |
| 事業管理部 | 事業管理部、村野浄水場、庭窪浄水場、送水管理センター、 北部水道事業所、東部水道事業所、南部水道事業所、水質管理センター |

(3) 監査の実施日

平成24年1月24日～平成24年2月14日

(4) 監査の実施方針

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査した。

2 監査の結果

(1) 指示事項

財産管理

(南部水道事業所)

南部水道事業所内に保管されている在庫に関して確認したところ、過去に老朽化等に伴って取替や撤去を行った際の撤去品については、その使用可能性を認めスクラップせずに現場から事業所へ持ち帰り、保管しているものがあつた。これらについては、資産計上せず、緊急の対応時に使用できるものを活用しているが、現在事業所内で保管している撤去品については、再使用の可能性等を検証した上で作成された一覧表に基づき、適正に管理されたい。

上記事項のほか、監査対象機関の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正であることを認めた。

3 問い合わせ先

〒540-0012 大阪市中央区谷町二丁目3番12号 マルイト谷町ビル3階
(TEL (06) 6944-6862)
大阪広域水道企業団監査委員事務局